

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産権について、それを信託した場合の信託受益権の有価証券化	0300010	知的財産権については、現行法制上も、資産の流動化に関する法律による特定目的信託を利用することにより、その受益証券を証券取引法上の有価証券とすることは可能。 (注)・知的財産権が信託可能な財産とすべきか否かについては、現在金融審議会において、信託取引の全般的なルールについて検討が行われているところ。 ・証券取引法上の「有価証券」とすることについては、知的財産権が信託可能な財産とされた上で、当該信託受益権の流通の状況、経済的性質等を勘案し、有価証券の指定が公益または投資者保護のため必要かつ適当と認められることが必要。	貴庁の回答では、「特定目的信託を利用することにより、現行で対応可能とすることであるが、一方で注書きでは、知的財産権が「信託可能な財産とすべきか否か」について検討中と記載されている。以上のことを踏まえ、提案内容は金融審議会の議論によらず、実現されるものと解してよろしいか、検討し、回答されたい。	資産の流動化に関する法律第163条第2項により、特定目的信託の信託財産の取得については信託業法第4条の適用がない旨規定されており、信託業法上の信託可能な財産についての金融審議会での議論に関わらず、現行法制度上可能。	D - 1	—					1219080	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	信託受益権の有価証券化
信託業の異業種参入の容認	0300020	現在、金融審議会において、信託業法に基づく信託会社の在り方等について幅広い検討を行っており、信託会社の参入基準や行為規制に関し、学者・実務家から専門的な視点での意見が出されているところである。今後、金融審議会において得られた結論をもとに検討し、平成15年度中を目標に全国的な対応を行う。	現在、金融審議会において検討されている内容には、信託業の異業種参入の容認は含まれていないのか、含まれているとすれば、検討スケジュールや検討内容を明らかにされたい、含まれていないのであれば、提案内容について検討し、回答されたい。	現在、金融審議会第二部会の「信託に関するワーキンググループ」において、信託業法における信託会社の参入基準や行為規制等の整備を含め、信託取引について幅広い検討を行っている。現時点で全体的な検討スケジュールを提示することは困難であるが、信託会社による信託業への参入については、金融審議会の結論を踏まえ、平成15年度中を目標に全国的な対応を行う。	B - 1						1219070	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	信託業の異業種参入の容認
キャプティブ保険制度の創設	0300030	保険会社が出再(再保険)する場合に、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、出再した保険会社の経営やその保険会社の保険契約者に影響を及ぼすこととなることから、再保険を受ける者が適切な規制や監督を受けていることが必要である。また、キャプティブを制度化した場合の影響は、特定地域内にとどまるものではないものである。	提案内容は、国際的に認められているキャプティブ保険会社の最低資本金額等の基準が我が国において適用されておらず、海外にキャプティブ保険会社が流出していることである。提案趣旨を踏まえ、地方公共団体等で適切な規制、監督を行うことにより、特区において対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。	キャプティブの最低資本金額等の基準については、キャプティブが法制化されている国においても、キャプティブに対する特例の有無等も含め、区々となっており、国際的に認められている基準はないものと承知している。	C	—	提案者からの意見は、企業リスクマネジメントにおいてキャプティブ保険導入のメリットは大きく、また出再する保険会社のリスクについても、国または地方公共団体による適切な監督によってカバーすることが可能と考えられることである。これについて具体的に検討し、回答されたい。	再保険出再元である既存保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は特定地域内に止まるものではない。従って、提案者からの要望事項については、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要がある。	C - 1	—	1117010	名護市	金融テクノロジー開発特区	保険会社が出再(再保険)する場合の責任準備金の積立免除 「責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険の定義」を法律により明確化
	0300040	こうした観点から、特定の者を対象とする保険のみの再保険を引き受けるキャプティブを新たに制度化し、そのキャプティブへ出再した保険会社の責任準備金の積立免除を認めることについては、キャプティブの業務の実態(リスク移転の状況等)を十分踏まえつつ、最低資本金やソルベンシー・マージン基準といった規制や監督のあり方等を含め、慎重に検討する必要がある。	提案内容は、国際的に認められているキャプティブ保険会社の最低資本金額等の基準が我が国において適用されておらず、海外にキャプティブ保険会社が流出していることである。提案趣旨を踏まえ、地方公共団体等で適切な規制、監督を行うことにより、特区において対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。	また、本提案においては、キャプティブは既存保険会社から再保険を受ける保険会社として位置付けられているが、再保険出再元である既存保険会社は特定地域内にとどまらず保険契約の引受け等を行っており、キャプティブが破綻した場合には、出再元保険会社やその保険契約者に広く影響が及ぶことから、特定地域における規制緩和であっても影響は地域内にとどまらないものとなっている。			提案者からの意見は、企業リスクマネジメントにおいてキャプティブ保険導入のメリットは大きく、また出再する保険会社のリスクについても、国または地方公共団体による適切な監督によってカバーすることが可能と考えられることである。これについて具体的に検討し、回答されたい。	再保険出再元である既存保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は特定地域内に止まるものではない。従って、提案者からの要望事項については、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要がある。			1117020	名護市	金融テクノロジー開発特区	責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険会社の適正な最低資本金額の設定
	0300050	なお、保険業法は、不特定の者を相手方とする保険業について、保険契約者保護の観点から規制を設けているものであり、仮に設立しようとするキャプティブが特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制の対象外であり、現在でも設立することは可能である。	提案内容は、国際的に認められているキャプティブ保険会社の最低資本金額等の基準が我が国において適用されておらず、海外にキャプティブ保険会社が流出していることである。提案趣旨を踏まえ、地方公共団体等で適切な規制、監督を行うことにより、特区において対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。	したがって、特定の者を対象とする保険のみの再保険を引き受けるキャプティブを新たに制度化し、そのキャプティブへ出再した保険会社の責任準備金の積立免除を認めることについては、キャプティブの業務の実態を十分踏まえつつ、最低資本金やソルベンシー・マージン基準といった規制や監督のあり方等を含め、慎重に検討する必要がある。			提案者からの意見は、企業リスクマネジメントにおいてキャプティブ保険導入のメリットは大きく、また出再する保険会社のリスクについても、国または地方公共団体による適切な監督によってカバーすることが可能と考えられることである。これについて具体的に検討し、回答されたい。	再保険出再元である既存保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は特定地域内に止まるものではない。従って、提案者からの要望事項については、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要がある。			1117030	名護市	金融テクノロジー開発特区	責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険の適正なソルベンシー比率の設定
英語での情報開示及び開示情報の提出の容認	0300060	全国的な英文での情報開示および書類提出について、今後、検討を行う予定。	貴庁の回答では、全国的に、今後、検討を行う予定と伺ったが、特区において先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。	仮に、特区において先行して実施する場合には、「特区内の投資家のみを対象とした外国会社による有価証券の募集又は売出し」について、英文による情報開示又は情報提供が可能とする必要がある。つまり、英文による情報開示又は情報提供が認められる有価証券は、「特区内の投資家への発行」とその後の「特区内の投資家間のみでの流通」が認められるものであり、このような有価証券の特区外(例えば、那覇市、東京都)への持ち出し(例えば、証券会社が特区において購入した当該有価証券を特区外で販売すること)は、特区外の一般投資家保護の観点から禁止する必要がある。	C	—					1117040	名護市	金融テクノロジー開発特区	英文での情報開示及び書類の提出

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類、の見直し」	「措置の内容、の見直し」	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
銀行による株式保有の制限の緩和	0300070	当該規制は、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の業務範囲制限が逸脱されることを回避するために課しているものである。 ただし、投資事業を営むことを目的とする民法組合の非執行組合員となり、組合財産として保有する議決権は当該規制の適用除外とされていることから、現行法において、当該民法組合を通じて中小企業以外の企業に対し総株主の議決権の5%を超えて投資することは可能である。	提案は、民法組合を通じて投資するものではなく、銀行による直接投資が可能となるようにしたいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該規制は、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るため、議決権行使を通じて他業への経営参画を予防するものであり、銀行又はその子会社が合算して企業の「議決権」の5%を超えて保有することは法の趣旨からして原則として認められない。 ただし、銀行が民法組合における業務の執行を委任されていない組合員(非業務執行組合員)となるなどによって、当該企業に対して投資することについては、現行の規定で制約なく可能である。 なお、「民法組合を通じて」とは、組合員たる銀行は組合財産として企業の株式を取得し、又は保有するという趣旨である。	D - 1	-					1378090	東京都	東京湾岸地域における経済特区	銀行による株式保有の制限の緩和
保険会社による株式保有の制限の緩和	0300080	当該規制は、保険会社経営の健全性確保の観点から、保険会社に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、保険会社の子会社の業務範囲制限が逸脱されることを回避するために課しているものである。 ただし、投資事業を営むことを目的とする民法組合の非執行組合員となり、組合財産として保有する議決権は当該規制の適用除外とされていることから、現行法において、当該民法組合を通じて中小企業以外の企業に対し、総株主の議決権の10%を超えて投資することは可能である。	提案は、民法組合を通じて投資するものではなく、保険会社による直接投資が可能となるようにしたいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該規制は、保険会社経営の健全性確保の観点から、保険会社に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るため、議決権行使を通じて他業への経営参画を予防するものであり、保険会社又はその子会社が合算して企業の「議決権」の10%を超えて保有することは法の趣旨からして原則として認められない。 ただし、保険会社が民法組合における業務の執行を委任されていない組合員(非業務執行組合員)となるなどによって、当該企業に対して投資することについては、現行の規定で制約なく可能である。 なお、「民法組合を通じて」とは、組合員たる保険会社は組合財産として企業の株式を取得し、又は保有するという趣旨である。	D - 1	-					1378100	東京都	東京湾岸地域における経済特区	保険会社による株式保有の制限の緩和
自治体の発行する地域通貨が「前払式証券の規制等に関する法律」違反とならない旨の確認	0300090	自治体の発行する地域通貨が如何なるものを想定しているかが明確ではないが、仮に前払式証券の規制等に関する法律第2条に定める前払式証券に該当し、発行者が対価を得て発行し利用者と債権債務関係に立つ場合、同法第3条により、地方公共団体が発行するものについては同法の適用除外とされている。	複数回流通する場合であっても前払式証券法の適用除外とされるのか等、提案の内容は実施可能なものなのか、検討し、回答されたい。	「複数回流通」が具体的に如何なるものを想定しているか明確ではないが、前払式証券の規制等に関する法律は、証券の発行者に対し所要の規制を課しているものであり、証券の流通に関する規制を課しているものではない。	D - 1	-					1066010	留辺蘂町	留辺蘂町地域通貨特区	地域通貨の発行の禁止規定の撤廃
地域通貨の発行者に対する前払式証券の保証金の供託業務の撤廃又は緩和	0300100	前払式証券の規制等に関する法律第13条および政令第9条においては、金融機関が、供託にかわり発行保証金相当額の支払保証を行い、これを内閣総理大臣に届け出ている場合には、これをもって供託に代えることができることとなっている。	提案内容は、地域通貨発行の際の保証金の供託業務の不要化を求めているものであり、これについて回答されたい。もし提案内容が実現不可能であれば、地方公共団体の発行する前払式証券については、前払式証券法の適用外となっているところであり、民間事業者が発行する場合においても、信頼性確保のための必要な措置が講じられる場合には、特区において同様に適用外とすることができないか、検討し、回答されたい。	地域通貨が対価を得て発行され、発行者と利用者が債権債務関係に立つことにより、前払式証券の規制等に関する法律上の前払式証券に該当する場合において、発行保証金の供託義務を免除することは、当該前払式証券の発行者による債務の履行が困難となった場合に、証券所有者の保護に欠ける事態を招くおそれがあるため困難である。 従って、民間事業者が発行する前払式証券について発行保証金の供託義務を免除するためには、証券所有者保護上の実効性ある代替措置が不可欠である。このため、同法第13条及び政令第9条において、金融機関が発行保証金相当額の支払保証を行い、これを内閣総理大臣に届け出ている場合に、これをもって供託に代えることができることとされており、発行体が金融機関の支払保証を受ければ発行保証金を供託することなく、前払式証券を発行することが可能である。	D - 1	-	地域通貨について地方自治体等からの提案を実現する観点から関係省庁と連携し、次の3点についてどのような問題があるのか引き続き検討されたい。 転々流通性の付与 発行保証金の供託に代わる発行者主体の信用確保手段の多様化	「地域通貨」が対価を得て発行され、発行者と利用者が債権債務関係に立つことにより、前払式証券の規制等に関する法律上の前払式証券に該当する可能性があるが、同法は、証券の流通に関する規制を課しているものではない。 「地域通貨」の発行が対価を受領し、かつ未使用分の換金を保証する形で行われる場合、他の法律に特別の規定ある者を除き出資法によって禁止される預り金に該当する可能性があり、特別刑法たる同法の趣旨に鑑みれば、国内一般において犯罪となり得る行為を特区内で認めることは、住民の財産の保護に欠く状態を招くおそれがある。 「地域通貨」が対価を得て発行され、発行者と利用者が債権債務関係に立つことにより、前払式証券の規制等に関する法律上の前払式証券に該当する場合には、発行保証金の供託に代わる措置は、債権者たる証券所有者の実効性ある保護が不可欠であることから、金融機関が発行保証金相当額の支払保証を行い、これを内閣総理大臣に届け出ている場合に、発行保証金の供託なく証券を発行することが可能とされているもの。	D - 1	-	2096010	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業	「前払式証券の規制等に関する法律」における発行保証金の供託業務等に関する規制の撤廃又は緩和
地域通貨の発行情報の出資法上の制限の撤廃又は緩和	0300110	ある行為が出資法違反となるかについては、個別取引の実態等を勘案して判断されるものであるが、対価を受領して「地域通貨」を発行し、かつ未使用分の換金を保証する場合、当該「地域通貨」の発行行為は元本の返済を保証した金銭の受け入れ(=預り金)となる可能性があり、同法第2条第1項に抵触するおそれがある。 一般大衆の財産の保護を図るため、業として元本を保証して不特定多数の者から金銭を受け入れること(預り金)を、他の法律に特別の規定ある者を除いて禁止する特別刑法たる出資法の趣旨に鑑みると、国内一般において犯罪となり得る行為を特区内で認めることは、当該区域内で悪質な預り金行為を行う者の出現を招く(など、住民の地位や財産の保護に欠ける状態を招くおそれがあるため、困難である。	提案者の行おうとする事業が前払式証券法に該当するものであれば、その範囲内で行われる地域通貨であれば、出資法の適用外となるものと解してよろしいか。	前払式証券の規制等に関する法律の適用の如何を問わず、「地域通貨」の発行情報に未使用分の換金を保証する場合には、特別の法律なく(業として元本を保証して不特定多数の者から金銭を受け入れること(=預り金)に該当するものとして出資法第2条第1項に抵触するおそれがある。	C	-	同上	同上	C - 1	-	2096020	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」における預り金の実施に関する規制の撤廃又は緩和
											1368010	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「前払式証券の規制等に関する法律」による、保証金の供託業務等に関する規制の撤廃又は緩和
											1368020	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」における預り金に関する制限の撤廃又は緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
地域通貨関連業務について、銀行が営むことができる業務としての明確化	0300120	銀行が「地域通貨」を預金として受け入れるとの要望であれば、「地域通貨」を貨幣・紙幣(日銀券)と同様の預金として受け入れることは困難である。なお、銀行が「地域通貨」を保護預りの対象として受け入れるならば、現行でも対応は可能と考えられる。	提案の内容は、地域通貨を通貨として預かるのではなく、従来スタンプを受け入れていたと同様の形で銀行が関与することができないかということであり、それについて具体的に検討し、回答されたい。	特例要望の地域通貨関連業務は、銀行が「地域通貨」を「預金」として受け入れることを前提とした業務であったことから、既に回答したとおり、地域通貨を貨幣・紙幣(日銀券)と同様の預金として受け入れることは困難である。	C	-	同上	同上	C-1	-	1368030	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	「銀行法」における銀行が行なえる業務あるいは付随業務に関する制限の撤廃又は緩和。
金融機関が地域通貨を預金等として受け入れる場合の預金保険料の免除、及び準備預金制度の対象からの除外	0300130	当該要望についての検討を行うためには、その前提として「地域通貨」を預金として受け入れることが法令上可能であることが必要であるが、前掲のとおり、「地域通貨」を預金として取り扱うことは困難である。	上記と併せて検討されたい。	上記のとおり、「地域通貨」を預金として取り扱うことは困難である。	C	-	同上	同上	C-1	-	1368040	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開	銀行が地域通貨を預金として受け入れる場合、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和。
グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱いの際の届出の不要化	0300140	外国投資信託については、監督上の必要性から、投資信託約款等の当局への届出が課されているところであり、これは投資者保護を図る上での必要最小限の規制であると考えられる。			C	-	提案者からは、外国投資信託の投信法上の届出義務は、外国株式、外国債券と比較して重いものとなっているとの意見である。この点につき回答されたい。	証券取引法上のディスクロージャー制度として、外国株式、外国債券及び外国投資信託を含めた有価証券全般について、その募集又は売り出しを行う際には、投資家の投資判断に有益な資料として有価証券届出書を提出した上、さらに目論見書を投資家に交付することが義務付けられている。投信法では、投資信託が複数の種類の有価証券等に対する投資として運用することを目的とする信託であり、単なる株式や債券よりも複雑な商品性を有することに鑑み、その信託にかかる基本的な事項を確認する必要があることから、国内投資信託、外国投資信託ともに投資信託約款等の届出を義務付けている。したがって、外国投資信託について外国株式や外国債券と比して不均衡な取扱いを行っているものではなく、また、投信法上の投資信託約款等の届出については、これは投資者保護上の観点から必要最小限の規制であると考えている。	C-1	-	1117050	名護市	金融テクノロジー開発特区	投信法58条(外国投資信託の届出)の改正または運用の緩和及び投信法、同施行令によるETFにおける指数指定制度の廃止
ETFにおける指数指定制度の廃止		なお、グローバルETFを外国投資信託として国内で販売する場合には、当該指数が金融庁長官の指定する株価指数でなくとも可能である。			D-1	-								
(1)海外取引所端末の国内設置の対象としての、証券業登録を行っていない外国証券業者の認可 (2)当該外国証券業者に対する証券業認可の際の支店設置要件の撤廃と、外国証券業者法15条から20条の適用除外	0300150	イ.名護市の構想は、最終的には国内の投資家を海外取引所に引き込むことを意図しているものであり、投資家保護の観点から何より重要。 ロ.すなわち、海外取引所取引については、当局が海外取引所の仕組みや取引内容を的確に把握しつつ、問題ある取引に適切に対応できることが重要であり、実効性ある監督が及ばない者が介在することは適当ではない。 ハ.一方、外国証券会社の登録要件は、投資家保護上、その適格性、財産基礎について求められる最低限のものを求めており、これ以上の緩和は困難。 (注)現行の外国証券会社の登録要件 最低資本金(来春には現行の1億円から5000万円に引下げ予定) 役員 役員の適格性(過去の行政処分歴、犯罪歴など)知識、経験など人的構成の適正性 営業の拠点や国内における責任財産としての支店の設置 二.仮に今回の構想の外国証券会社が既存の証券会社等からの注文を転送するに過ぎないとしても、海外取引所との取引内容等について適切な監督を及ぼす必要がある。また、その破綻、撤退やシステム・トラブルが取引相手方である証券会社等の顧客に与える影響を踏まえ、一定のリスク管理体制や責任財産は必要であり、登録要件の緩和は困難である。 (注)今回の構想のような形態で、証券会社からの注文を集中させるための外国証券会社の進出を認めずとも、既存の証券会社等は海外の証券会社に注文を出すこと等により、海外取引所へアクセスすることは十分可能。	提案者は登録を必要としなく、登録にあたって支店の設置を不要とするか、いずれかを求めているものである。貴省の回答では、責任財産としての支店の設置とあるので、この支店設置の要件を具体的に示されたい。その上で、業者の信頼性確保のための代替措置が、地方公共団体により講じられた場合には、特区において登録要件の緩和ができないか、具体的に検討し、回答されたい。	支店の設置は、証券業を行う営業所の登録を求めた上で、事務ガイドラインに沿って法定帳簿やリスク管理、電算システム管理等が適正に行われるかにつき、必要最小限の審査を行っている。 登録要件の緩和については、 ・役員の適格性や、知識・経験など人的構成の適正性は、登録申請者に固有のものであり、地方公共団体により代替措置を講ずる性質のものでない。 ・最低資本金についても、投資家に対する損害賠償債務の引当ての性質を有しており、地方公共団体による代替措置は困難。	C	-	海外の証券会社が、本邦内で、国内証券会社と海外取引所との仲介を行うのみであれば、支店の設立を証券業登録の要件とする必要性はないのではないかと、これは、 わが国の投資家を相手に勧誘行為等を行わないこと、 取引所の会員は、取引所の自主規制により証券業登録一般よりも高度なリスク管理体制を求められること、 等を踏まえたものである。	C-1	-	1117060	名護市	金融テクノロジー開発特区	流動性の高い市場創設のために当該市場に参加する外国証券業者に対して「証券業登録手続きの簡素化」の措置をとる。	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
受益権を分割して不特定かつ多数の者に取得させるを大幅に緩和(例一人百万まで、5,000名まで)する。	0300160	金融システム改革の際、投資信託の定義を、従来の「不特定かつ多数の者」から「複数の者」に緩和し、特定又は少数の投資家のみを対象とした投資信託の設定も可能とされているところ。	提案内容は実現されるものと解しているところ。	投資信託法では、投資信託を「その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう」としていることから、1人100万円まで、5,000名まで等の要件ではなく、2人以上の者に取得させることを目的としていれば投資信託の組成は可能。	D - 1	—					2023020	個人	川根・茶楽夢(ちゃらむ)特区	証券投資信託法2条1項の不特定かつ多数の者について大幅に緩和(例一人百万円まで、5,000名まで)する。
国家公務員による公認会計士業務可能化	0300170	国家公務員(一種)が交流派遣された先で公認会計士の業務に従事することは、当該国家公務員が公認会計士の資格を有していない以上不可能。			C	—					2145040	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	公認会計士でない者の業務の制限の緩和
	0300180	公認会計士の行う中核的業務である監査証明業務については、極めて公的な性格を有しており、このような業務を果たすためには、試験合格等を必要とする。従って、交流派遣され、公認会計士業務の実務を相当期間経験したこののみをもって公認会計士資格を付与することは困難。			C	—					2145050	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	公認会計士となる資格の付与条件の緩和
	0300190	登録制度は、公認会計士の品位と公正な業務を確保し、社会的信用を高めるための指導監督の基礎となるとともに、無資格者が公認会計士の名称を使用することや監査証明業務を行うことの取締りに資するものである。従って、一部の者に、登録せずに業務を認めることは困難。			C	—					2145060	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	公認会計士となる条件の緩和
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売価額)	0300200	仮に、特区内の企業及び投資家間の取引に限り金額基準を引き上げることとすると、情報開示されないうまま大量の有価証券が発行されることとなり、特区内の投資家から多数の一般投資家に転売される場合、特区内外に限らず一般投資家に投資判断を行うために必要な情報が提供されないこととなるため、投資家保護の観点から金額基準の引き上げは困難であり、慎重な対応が必要である。			C	—					1249050	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売価額)
											1250040	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売価額)
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)	0300210	平成15年度末までに全国的に対応することについて現在検討中。	実施時期、具体的内容について速やかに検討の上、回答された。	有価証券届出書の提出の要否を判断するための対象期間(現行2年)の短縮について検討し、平成15年度末までに全国的に対応する予定。	B - 1						1249060	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)
											1250050	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)
投資法人の能力の制限の撤廃	0300220	投資法人は、規約の定めるところに従って資産運用を行いその成果を投資主に分配するための仕組み(器)に過ぎず、一般の法人のように自律的に事業を営むことは適当ではないことから、投資法人の能力を必要十分な範囲に限定しているところ。	投資法人において使用人を雇用することが適切でない理由を明確に示された。	投資法人は、投資信託法に定められた、投資家から資金を集めて投資・運用し、そこから得られた収益を分配するという資産運用のための器(導管体)に過ぎないこと、導管体であることを前提に法人税の特例が認められていること、を踏まえると、一般事業法人と同様の能力を付与することは適当でない。	C	—					1249080	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区	投資法人の能力の制限の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し
投資顧問業者の営業保証金供託要件の緩和	0300230	管理コード0300100「前払式証券の規制等に関する法律における発行保証金の供託義務等に関する規制の撤廃または緩和」と同旨。	提案内容は、行政関与の投資顧問業に限定する等の措置を講じた場合に、営業保証金の供託を撤廃するというものであり、これについて回答されたい。	営業保証金は、投資顧問業から生ずる債務の支払いを担保し、クーリングオフを容易にすること等を目的に、その顧客を保護するために特に導入されているものであること、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有すること、を踏まえ、これに代わる顧客保護のための代替措置を講ずることなく、営業保証金の供託措置を撤廃することは投資者保護の観点から適当ではない。ただし、営業保証金については、法第10条及び施行令第5条に規定する一定の要件を満たす契約を締結した場合には、営業保証金の供託を免除することが可能となっているところ。	D - 1	—				
認可投資顧問業者の認可の資産基準の緩和	0300240	最低資本金については、金融審議会第一部会報告(平成14年12月16日)により、多様な業者の参入促進を図るため、5千万円に引下げることとされているところ。平成15年度中に、所要の法令改正を行い、同年度中に施行予定。	提案内容は、行政関与の投資顧問業に限定する等の措置を講じた場合に、一般の株式会社と同様、最低資本金を1千万円に引き下げたいというものであり、これについて回答されたい。	認可投資顧問業者の最低資本金については、投資一任業務が他人の財産に直接関与する業務であることから、一定の財産的基礎を求めることが適当である一方、競争を通じて特色ある金融サービスの提供を促進する観点から、主要株主に係る規制を導入した上でその最低資本金の額を5,000万円まで引き下げることとしたところであり、これ以上の引下げは投資家保護の観点から適当ではない。	B - 1					
認可投資顧問業者の取締役の兼職の制限撤廃	0300250	他の会社の常務に従事するものであっても、認可投資顧問業者の常務に従事する取締役以外に就任する場合は、兼職制限は課されない。	提案内容は、認可投資顧問業者の常務に従事する取締役の兼職を容認するというものであるため、行政関与の投資顧問業に限定する等の措置が講じられた場合に、特区において提案内容が実現できないか、回答されたい。	様々な人材の資産運用に係るノウハウを活用する観点からは、運用の実務に従事すればよく、必ずしも認可投資顧問業者の取締役に就任する必要はないと考えられる。なお、投資一任業務は、他人の財産に直接関与する顧客との間で極めて強い信頼関係を前提とする業務であることから、認可投資顧問業者の常務に従事する取締役に、その本業に専念させることが必要である。	D - 1	—				

提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
1249090	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区	投資顧問業者の営業保証金供託要件の緩和及び認可の審査基準の緩和
1249100	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区	投資顧問業者の取締役の兼職の制限撤廃